

平成29年度

第5回草津市子ども・子育て会議 会議録

■日時：

平成30年3月28日（水曜）午後2時00分～午後3時30分

■場所：

草津市役所 2階 特大会議室

■出席委員：

神部委員長、奈良副委員長、井上委員、大村委員、國松委員、柴田委員、高木委員、田中委員、土田委員、樋笠委員、堀江委員、八幡委員、横江委員

■欠席委員：

石田委員、上田委員、田内委員、中村委員、糠塚委員、山下委員、吉田委員

■事務局：

望月子ども家庭部長、居川子ども家庭部副部長、田中発達支援センター所長、宮嶋幼児課長、前田幼児課参事、家田幼児課専門員、柳原幼児課専門員、高岡子ども子育て推進課長、岩城子ども子育て推進課参事、門田子ども子育て推進課専門員、山口子ども子育て推進課主事

■傍聴者：

0名

1. 開会

【望月子ども家庭部長】

皆様、本日はお忙しい中、会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、平素は、草津市の児童福祉行政はじめ、市政全般にわたりまして、御支援、御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして、御礼申し上げます。

さて、今週の月曜日に、草津市議会が終わりまして、この議会では、来年度予算を審議していただいたところでございます。後ほど、子ども家庭部に係る予算につきましては、概要を説明させていただきます。

草津市におきましては、「子育て」を1つの重要な施策として、市の5つの重点施策うちの1つに「子育て支援の充実」を掲げており、草津の未来を担う大切な宝である子どもたちが、心豊かでたくましく、健やかに育つ環境づくりに取り組んでいるところでございます。御承知いただいておりますように、今後、増加が見込まれる保育や幼児教育の需要への対応、また、安心、安全な放課後の子どもの居場所づ

くり、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない子育て支援など、さらなる子育て環境の充実を図るために、各施策を実施しているところでございます。

本日の会議では、待機児童の解消に向けた地域型保育事業の認可と教育保育施設の利用定員の選定について御協議いただき、また、併わせまして、来年度の子ども・子育て関係予算について、御説明させていただくところでございます。委員の皆様からの率直な御意見を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

2. 議事

(1) 子ども・子育て支援法による給付施設の「利用定員設定」および地域型保育事業の「認可」について

【委員長】

それでは、早速、議事に移らせていただきます。本日の議事は2つです。

まず、1つ目の議事で、子ども・子育て支援法による給付施設の「利用定員設定」および地域型保育事業の「認可」について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

<資料1-1、1-2、1-3について説明>

【委員長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、この子ども・子育て会議では、地域型保育事業を認可するとか、しないとか、あるいは、利用定員の数をこの会議で決めるとか、そういうのではなく、あくまでも、この事業計画の内容に対して、利用定員の設定が適切なものであるのかどうかを、第三者的な立場から確認していただく、そして、子ども・子育て会議として附帯する必要がある意見があれば、付け加える場であると御理解いただきたいと思います。

その上で、今の説明に対して、御質問あるいは御意見ございましたら、よろしく願いいたします。

【A委員】

定員の実績と確保の計画のところ、定員の実績が多く見込まれているので、問題はないと思うのですが、一応、御確認させていただきたいのですが、(仮称) 渋川あゆみこども園の3号認定が5人減ることについて、その理由を教えてくださいと思います。

【事務局】

(仮称) 渋川あゆみこども園は、もともと0歳を受け入れていないということで、1歳からの受け入れとなっております。こちらの園につきましては、認定こども園化するというので、まず、1号認定の定員を15人に設定されて、かつ、2号認定を20人分増やされております。3号認定がマイナス5人ということにはなっておりますが、入所調整等により申し込みの数が設定された定員を上回っても、弾力運用しております。

【委員長】

5ページのところで、新しい小規模保育事業として、草津の周辺で(仮称) TAMランド草津園、これは株式会社成基が事業者となっておりますが、最近京進とか、他の塾関係の事業者がこのような施設に参入してきていますが、この(株)成基は、こうした施設の開設実績はあるのでしょうか。それともこれが初めてでしょうか。

【事務局】

小規模保育施設におきましては、(株)成基は他で開設実績はないということで、今回新たに開設されます。こちらは、小規模保育施設で認可ということになります。それ以外に、南草津の周辺で、事業所内保育として認可外の施設もつくられるということで、これからどんどんと力を入れていきたいということで、開設されるということになっております。

【A 委員】

このような株式会社のところは、計画を上手に立てられるので、書面上のところはきちっとされているのだろうと想像するのですが、始まった後、本当に大丈夫なのかなというところが心配です。草津市では、見回りといいますか、そのような運用をきちっとされているかどうかということの確認はどのようにされるのかお教えいただけたらと思います。

【事務局】

地域型保育の認可については、市が主体であるということで監査も市が行うので、その対応をさせていただきます。併わせて、新制度後、家庭的事業や小規模保育の運営で、数十を超える事業者へ運営をしていただいています。巡回支援の職員を配置しまして、月に数回は各園を回るということで、支援と指導を行っているところでございます。

【副委員長】

私は市内で社会福祉法人、特に老人福祉の事業をやっています、非常に心配することがあるのですが、草津は特養とか、デイサービスとかその他いろいろな施設がたくさんありまして、正直あり過ぎです。あり過ぎてものすごく深刻な人材確保の問題に直面しているわけです。そういうことを考えると同時に、私は草津で半世紀、幼稚園の園長をやっています、そちらでも、施設があり過ぎると思っています。経営的な目安ですが、大体人口1万人に対して、1つの幼稚園、1つの保育園です。恐らく、学校や幼稚園は授業が始まってしまうと、なかなかやめることはできない。教育の仕事というのは、割に合わないからやめておこうというわけにはいかない。卒業した者に対して、母校の保証ということもあるし、学校の存続というのはすごく大事な問題です。そういう人口1万人に対して、1つの保育園というのは、営業を始めたらずやめることはできないということも含めて、そういうことが言われてきたわけです。それに対して、どこかが成り立っていかなくなっても、市は何も責任を取らないわけでしょう。それはどうなのかなという心配が私にはあります。

特に、幼児教育上、このように乱立しますと、親に選んでもらうタイミング、親好みの看板を掲げて、幼児教育が荒廃するという事は、全国どこでも起こっていることです。ある幼稚園では、例えば、長崎とか旭川がそうですけど、母親の人気を取るために、保護者をなくすとか、すべてのことを幼稚園がやりますからといって、親の協力は要らないというのを看板にしてやっているところもある。しかし、幼児教育というのは、幼稚園教育要領もそうですが、やっぱり、家庭の教育、親と教師が協力してやるということになっています。何とかしてこの生き残らなきゃいけないとなったら、本当にそのようなことまで起こり得るので、私はそういう教育、あるいは、子育ての荒廃ということが進むように思いますが、許可を出す人たちはそういう心配をもっていないのかどうかということについて、私は質問したいと思います。

【事務局】

利用定員について、今おっしゃった、1万人当たりという話でしたが、子どもの人口がどのような推移をし、それから、保育需要がどのように動いていくのかというものを勘案いたしまして、1

0月から11月にかけて、この会議の中でも、利用定員について御議論いただいて、お認めいただいたというように思っております。

確かに、子どもの数は減少傾向にあり、草津でも減少に転じていますが、一方で、保育所に預けたいという方がたくさんおられるという中で、我々も市民のお声を聞いた中で、やっぱり、保育所に預けたいという方がおられるという中で、対応をさせていただきたいということで、今回、定員の設定をさせていただいたり、あるいは、今回の認可の施設ということで、御審議を賜っているものだと思っております。もちろん、今後、何十年も経つと、人口の推移は変わってくるものではございますが、一方で、働き方改革でありますとか、女性の方の就業率の向上といった、男女共同参画という国の流れがございますので、その辺は慎重に見極めて、今後も対応をさせていただかなければいけないと思っておりますし、今申し上げました、定員の設定等については、このような会議の中で御議論いただきながら、市は適切に対応していきたいと考えております。

【委員長】

基本的には、内容確認ということですので、委員の皆様には、来年度に向けての内容を御確認いただいたということでよろしいでしょうか。

それでは御意見が他にないようでしたら、これで1つ目の議事を終了させていただきます。

(2) 平成30年度子ども・子育て関係予算の概要について

【委員長】

次に2つ目の議事です。これは報告ということになっておりますが、平成30年度子ども・子育て関係予算の概要について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

<資料2について説明>

【委員長】

平成30年度の予算のうち、この会議にかかわる部分について、予算の概要の報告ということで今御説明していただきましたけども、その内容について、何か御質問、御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

【A 委員】

17ページと18ページのところで、認定こども園の整備が随分進むのだなというように聞かせていただいたのですが、草津市の方向として、認定こども園を増やしていくという方向を考えていらっしゃるのかどうかというのが1つの素朴な質問です。もし、そうならば、虐待等で保護者が利用に踏み切らない児童等、保育所の場合は勸奨ができると思うのですが、認定こども園でもそういう勸奨ができるのかということが少し心配だなと思ってお伺いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

認定こども園化に向けての市の考え方でございますが、草津市の幼保一体化推進計画の中で、モデル園を設定しまして、それを検証しながらこども園化を推進していくということで確認させていただいております。

【A 委員】

保育所がどんどん減っていった場合に、その住んでいる地域で、例えば虐待児であるような児童は、市長の名において保育所へ利用を勸奨する制度があると思うのですが、認定こども園はそういうことが

できるのかどうかはちょっとわかりませんが、教えていただきたいのです。つまり、保護者が申し込まなくても、草津市が必要だと認めた場合に認定こども園の利用を進めることができるのかどうか。保育所はできると思いますが、認定こども園はできるのかどうか。少し不安なので教えていただきたいと思います。

【事務局】

もちろん、認定こども園でありましても、保育認定を市でいたしまして、入所・入園をしていただくということで、確認はさせていただきますが、私の知っている範疇では措置ということで、保育所と同様な対応ということになると思います。

それとあわせて、こども園になりますと、子育て支援の機能を持たなくてはなりませんので、そういったところが保育所とは違う、また、新たな子育てに関するお悩みとか相談を受けさせていただく支援をさせていただくということになりますので、より幅広いということで、市も認定こども園を増やしていく考え方ということになります。

【A 委員】

わかりました。しつこくして申し訳ありませんが、認定こども園においても、その保護者が希望しなくても、勧めることは可能であるという理解でよろしいのですかね。申し込んだら、もちろんおっしゃるとおりだというのはよくわかっているのですが、保育所は市長の名において措置ができるという制度が残っていると思うのですが、認定こども園はどうだったかなと思って伺いました。

【事務局】

そこは確認をさせていただきますと、あとで皆様にお知らせをさせていただきますと思います。

【副委員長】

ちょっと心配しますが、いろんな保育所の傾向としては、認定こども園を目指す園が増えていきます。認定こども園ということは、学校教育法第1条の幼稚園、認定こども園、小学校、中学校という学校種にあげられるのですが、それは、学校教育法のジャンルに属するものが増えて、児童福祉法に基づく保育所というのは減ってくるのではないですか。これはやっぱり保育所が減るということは将来、すごく深刻な問題であると思う。学校はあるけども、児童福祉というものが実際には形骸化してしまうという危険性を感じるのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

認定こども園ですが、本市も幼保連携型こども園もありますし、幼稚園型もございます。認定こども園の取り決めの中で、今、副委員長にも言っていただきましたが、学校施設であり、児童福祉施設という2つの特性をもっておりますので、どちらでも対応ができるというように考えます。

【副委員長】

聞くところによりますと、認定こども園になったら収入が増える。1千何百万円増えるので、非常に世俗的な理由で、この際うちも認定こども園にしようというささやきが市内あちこちで広がっているのは御存知ですか。

【事務局】

認定こども園化に伴って、1千万円ほど増えるということで、規模にもよりますが、保育所部分で給付されているところと認定こども園の部分で給付されているところとで、少し制度が違いますので、場合によっては、おっしゃるとおり増えるということも考えられます。

しかしながら、現在、民間保育所等が認定こども園化したいというような希望も聞いていますが、そのような給付費だけではなくて、地域のニーズであるとか、働いている保護者の多様なニーズ、やはり、教育から保育に移ったときでもうまく入れるというような、今のところは、なかなか待機児童が多くて難しいところではあるのですが、そのようなニーズをかなえていきたいという思いがございまして、認定こども園化したいというような園もございまして、草津市では、幼保一体化推進計画に基づき、認定こども園化を進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

【事務局】

そのような声があるのを知っているかということでございまして、全国的にそのような動向がございまして。確かに、保育所からこども園化、幼稚園からこども園化という動きは設置者側の動きもございまして、なおかつ、保育所、幼稚園の選択される側の保護者の動きでも、それが見受けられるようなところかと思っております。こども園化というのが、保育所、幼稚園、大きく分けますと、保護者の方の就労の状況で、保育所か幼稚園を選ばれるというのが3～5歳ですけども、こども園化におきましては、どちらともいけるような施設でございまして。そのようなこともございまして、保護者の方々を窓口で見ても、「保育所ありますか」という言葉と、最近では、「こども園ありますか」という言葉も聞かれるような状況ではございまして。そのようなことから、全国的な流れとして、大きな流れがあるようなことは感覚としては捉えているところでございまして。それと、国では、幼稚園につきましては、文科省の管轄になりますので、運営補助につきましては、県を通じて直接交付されるような状況でもございまして。しかし、保育所、こども園につきましては、国、県、市という形の流れがありまして、大きく違います。補助内容もずいぶん変わってくるということで、運営の補助金の計算方法が違うということで、確かに計算しますと、各園に入る運営費補助金がこども園の方がたくさん入るという現実はあるように、私も見受けてはおります。

【B委員】

保育所には公設と民間がやるところとがあったら、その考え方というところのように考えておられるのですか。例えば、公設というのは、全体の何割が公設。何割は民間にしようとか。何かそういう考え方はあるのですか。

【事務局】

まず、保育の実施につきましては、児童福祉法の中に市町村の事務ということになっておりますので、民間の認可保育所とか、公立とかではなく、保育の実施は市がするものとなっております。そのため、お申し込みいただく入所調整については、民間保育所でありましても、市が全て窓口になって調整をするということになっております。市は今まで草津保育所から第六保育所までの6つの保育所を運用してきましたが、第六保育所につきましては、民設ということになりますし、この草津保育所については、同じ校区の中に中央幼稚園があるということで、こども園化するということになります。

全体の何割が市で、何割が民間といった形ではございませんが、現在の市の考えといたしましては、先ほど申しましたモデル園を選定しながら、6つあった保育所について公設とするもの、民設にお願いするものということで、そこは議論しながらきたわけでございます。

そのあと、まだ待機児童もたくさんおられるという状況の中で保育需要が高まっているということで、その確保の仕方については民間でお願いをするという考えの中で来ているわけでございます。

【B 委員】

民間というのは、どっちかといったら本来なら公設で運営するべきというものを補うために民間を使っているというイメージですか。

【事務局】

補うとかそういうことではなくて、事業の実施、保育の実施主体は市という中で、公設であるのか、民間であるのかということをございます。補うとかいうことではなくて、同じ保育の提供は公であっても、民であっても同じことをさせていただくという中で、あとはどういう選択をするのかということだと思っております。

【B 委員】

もう1つ私が理解できていないのですが、設備とかそういうところは公設であろうが、民間であろうが、一応、建物とかそういうものを補助として同じようにお金を使っているのですね。

【事務局】

平成16年から平成18年にかけて、所得税と住民税のバランスをとるということで、三位一体の改革がございました。その中で、公立の施設の整備については、国からの補助等がございません。民間については、国の補助があるということをございます。

それから、運営費につきましても、公立はもちろん利用者負担ということで、保護者の皆様から保育料をいただいておりますが、それ以外の部分については、税源移譲という形で所得税が住民税ということですが、そういう国からの支援、補助金等はございません。民間の方は国、県の負担があって、細かい話ですが、事業費の2分の1については国、4分の1については県、残りの4分の1は市という負担割合が決まっております、その中で運営をしていくということになっております。

【委員長】

予算に関しては、これは報告ということで、こういう形で来年度進めていくということで御質問がなければ、これで議事を終了させていただきます。ただ、もう少し時間があるので、それ以外のところで、今年度最後ですから、何か御意見、御質問等がありましたら、お話しいただいて終わろうと思います。

先ほどから、ずっと話を聞きながら、私自身も思っているところは、確かに、保育施設にしても、幼稚園にしても、まずは量の確保ということが非常に優先されて、それがニーズとしてあるから、まずは量を確保していかなければならないということなのだろうと思いますが、その一方で、保育所とかそういったもの、幼稚園とかが乱立していくと、サービス合戦になって、質の確保が非常に難しくなるのではないのか。結果として、量は確保できたとしても、その質はどうなのだろう。先ほど、保護者会がなくてもいいというのは衝撃的だったのですが、そのあたりを非常に心配されているのだと思いますが、資料には最低限の施設としての基準があげられていますが、これから先、草津市で考えていくべきなのは、そういった量の確保とともに、その質をどう維持していくのかという部分は考えていくべきではないでしょうか。私も保育、幼児教育の専門家じゃないものですから、その最低限の基準、特に、ソフト面について、草津市で認可していくためには独自にこういったことを必ずやってくださいとか、こういう基準は満たしてくださいというそういったものを設けながら、そうした量の確保とともに幼児教育の質の維持という両面のバランスを考えていくべき時がきているのではないかと。委員の御意見をお聞かせいただきながら、私自身も考えさせられましたもので、申し上げました。そういう視点を市でもまた考えていただきながら、事業を進めていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

【C 委員】

私もこの会議に参加させてもらって、常々、車の両輪とか、質と量とか、ソフトとハードとか、箱はできて受け入れの数は確保できたけど、教育や保育の質はどうかということがすごく気になります。

もう一度、今までのパンフレットを眺めながら思いますのは、やはり、その園児や幼児に対する、先生や関係者の指導といいますか、関わり方というか、考え方というものが、一定のレベルまで来ているようで来ていないのではないかと思います。できている方もいらっしゃると思うのですが、少なくとも、私はもう一度、子どもの心と体はどのようにして成長していくのか、発達していくのかとか、その関わりについて、大人がどのように関わりと有効なのかとか、そういう基本的な子どもが育っていく、成長していく基本になるのかを知る必要があると思います。このパンフレットにも書いてはいるのですが、何か具体的なイメージがわからないのですよ。だからもっと平易に、平易な言葉で、草津市民の皆様方にもわかるような平易な表し方、表記で、もう一度ですね、そういったものを、今の計画は平成31年度で終わりですから、この場でも、ぜひ1つ項目として議論していただきたいと思います。

また、過去に研修会をなさいましたね。こういったところで、すごい提言をされる方がいらっしゃると思うので、そういう人のお話を聞きながら、もう一度、このように子どもや園児をとらえて、こういうように関わっていくのだというところで、質は高まっていくと思いますので、私はそのことが求められているのではないかと思いますので、少し発言をさせていただきました。

【事務局】

質の話や量について適切な話というところで、こども園のモデル園の整備や、モデル園を開園したあと、どういう教育・保育を行うかという、質の部分がどうなっているのかということの検証をしていきながら、モデル園の次のこども園化を進めていく中で、職場での話し合いの中でいいますと、保護者の方にいろんな説明をする中で、わかりやすいパンフレットのようなものが需要であると思います。また、部長からありましたように、窓口でこども園がいいというようなお声をいただくものの、では、それがどのようにいいのかということがしっかり伝わっていないところもあるかと思いますし、子どもの心と体がどのように成長していくのかということについても、公立の職員だけではないですが、民間の園も含めて、そういうことを考え日々の保育業務にあたっている中で、やはり、公立のこども園として、しっかりと市民に打ち出していき、アピールしていくパンフレットや啓発物が必要だろうということで、来年度そういったものに取り組んでいきたいと思っております。

最後に説明しようと思うのですが、次期の計画が平成32年度から始まることになっているのですが、前のスケジュールでいいますと、平成27年度の2年前、平成25年度にニーズ調査をスタートして、平成26年度に、会議の中で計画、議論をしていただいております。平成32年度に向けたニーズ調査の年が、もう来年度になってきますので、次の計画に向けての議論になってきますので、今回いただいたような意見をまた次の計画に活かしていきたいなというように思っています。

【D 委員】

こども園の話もちろんわかるのですが、障害児通所給付費のお話も先ほどお聞かせいただいたのですが、障害についてはどうしても重度の方をメインにされていると思うのですが、軽度の子どももすごく増えているという現実があるのに、置き去りにされているような気がします。実際、うちの子どもは養護学校に通ってしまっていて、転居してきていきなり1年生だったので、それ以前のところがどのようにされているのかということが詳しくは知らないのですが、仲良くなった方に聞いたら、幼稚園に通っているが、うちの子はグレーなのよねと言う方もいます。担任の先生に一応見てもらうようお願いをし

ていますが、保育所へ行って、保育所には加配の先生がいるからというお話ししか聞いたことがないのですが、加配がついていても療育をするわけではないですし、湖の子園があるといっても、人数的に通所でこられる方を見るというのは、かなり限られていると思います。その中で、こども園ができるのであれば、そういう先生を入れて、障害の早期発見、早期療育というのがとても効果があるということも、わかっている事実ですし、養護学校もいっぱい入れない状況もありますので。

インクルージョン教育といって地域の小学校にモデルケースでうちの子も今年度行かせていただきました。その中で、成長していく部分もすごく見られましたので、そういう専門家に見てもらえる環境というのをどんどんつくっていかないといけないと思います。グレーだって言われる子どもがすごく増えている中で、全部置き去りにされて、そういう方も早く見つけられれば、早くに他の子どもとほぼ同じように暮らせるようになる子はたくさんいると思うのですが、それをしないまま養護学校に行った方がいいですよと言われて養護学校へ行き、養護学校へ行くと、外からの情報が養護学校にはたくさん入ってくるので、安心して行けてしまうので、その情報が少ない地域に入っていくことに恐さがあるって、地域に子どもを出せない。周りから勧められても、やっぱり、親として怖い部分があるので、出せないっていう気持ちがどうしてもついて回るので、地域に出さずに養護学校へずっと行けばいいとなってしまうと、本来入るべき子どもが施設に入らず、軽度なのに養護学校行って、そのままずっとというケースがきっとあると思います。そのような中で、その小学校に上がる前に、療育等を受けてそれなりに生活ができるようになっていけば、こども園と小学校というのは連携されているところも多いので、地域に出でいける。療育等ができる方が地域に何人かいらっしゃって、その方々が連携を取っていけるような政策ができていたらすごくいいのではないかなと思います。国が関係してくると思うのですが、支援を上手にしていきながら、少しでもそういう子どもたちがみんなと同じように生活できる、何かそういうモデルケースでもできたらいいのではないかなと思うので、言わせていただきました。

【事務局】

保育所の職員配置でいいますと、施設長の下がすぐ保育士というような取り決めがございましたが、認定こども園になりますと、保育所等には今までなかった、主幹保育教諭というのが配置されることになっております。認定こども園になったら運営費が増えるという話も出ましたが、そのような職員がきちっと配置をすることによって、その2人の主幹保育教諭がどのような仕事をするかといいますと、小学校との接続っていうものが平成30年4月1日から完全実施になります、三法令といって、幼稚園教育要領、保育所保育指針、保連携型認定こども園の教育保育要領のもとで、保育・教育を行うのですが、その中にも、きっちり小学校との接続というものが位置づけられておまして、特に、幼保連携型認定こども園、こども園におきましては、それをやらないといけないというようになっております。そういった意味から、主幹保育教諭はそれを担うわけですが、その中に障害のある子どもに対する支援であるとか、または、その保護者に対する支援っていうのも、その主幹保育教諭が担って、地域との連携も含めてするっていうようになっておりますので、認定こども園になっていくことで、教育・保育が充実するっていうのが人事配置の面にもあるかなと思います。

ただいま、草津市では、接続期カリキュラムというのもつくっておまして、民間の保育園やこども園とも共有して、質の高い保育教育を提供するために、そのもととなるカリキュラムを策定しておりますので、その内容も新しい法律に基づいて、新しい教育要領を反映させておりますので、そういった意味で、今言っていたような内容について、研修も含めて、市では展開していきたいなというように思っております。

量の確保だけではなく、子どもを育てるところでは、内容が一番肝心だというように、それは国もそうですし、帰国子女に対する支援であるとか、障害のある子どもたちの支援であるとか、また、新たに医療的ケアを必要とする子どもたちの支援についても国は言っておりますので、市でもそれに沿って補助制度もつくって、市独自の補助制度も看護師配置のための補助制度もつくったりして、ただ単に量を増やすだけではなく、内容も深めるような取り組みを進めているところでございます。

【事務局】

こども園、保育所、幼稚園でもしていないかというところではなく、同じようにさせていただきます。新しくこども園化というのができてまいりましたので、その中での組み立てを今説明させていただいたようなところでございます。御承知いただいておりますように、接続期プログラムについても、今までいろいろなものがあつたものを統一させていただいたというようなところでございまして、保育所だけだからできないとか、幼稚園だけだからできないというわけではなくて、市におられる子どもたちには全て同じような形で反映してまいりたいというのが私どもの思いでございます。

それと、発達支援の関係でございますが、御承知いただいておりますが、幾つか事業がございます。保育所等の訪問支援事業とか、巡回相談とか、就学前の中で今おっしゃったように早期発見、早期治療ということで、今展開させてもらっていますが、まだ弱いというところも、グレーの部分もございますし、確かに、グレーの方々が増えているということも聞いております。その旨については相談体制を強化しながらですね、できるだけ対応していきたいというところで、先ほど新たな制度はお示しさせていただきましたが、今まである制度をそのままどうするかというと、当然充足するような形で対応してまいりたいと思っておりますのでございます。

【委員長】

ぜひとも、そのあたりの充実をよろしく願いいたします。

【事務局】

先ほどA委員から御質問いただきました内容について、御報告をさせていただきます。

虐待の場合の措置の関係ですが、認定こども園も保育所と同様に勧奨の措置ができます。

【委員長】

できる？

【事務局】

はい、可能です。児童福祉法の24条に規定がありますので、よろしく申し上げます。

【委員長】

では、本日の議題は以上で全て終了いたしましたので、閉めさせていただきます。本日はいろいろと御意見いただきまして、ありがとうございます。また、事務局も、本日、委員から出てきた御意見をしっかりと受けとめていただいて、来年度以降の施策に反映していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4. 閉会

【居川子ども家庭部副部長】

本日は、今年度の子ども・子育て会議の最終回ということで、待機児童解消に向けた施設整備のため、施設型保育事業の認可および教育保育施設の利用定員の設置について、また、意見交換の場でもたくさ

んの御意見をいただきまして、ありがとうございました。今年度につきましては、計画の中間見直しの年度に当たりましたことから、9月に諮問をさせていただいて、今年の1月まで例年より多くの審議をお願いすることになりました。お忙しい中、お時間を割いていただきまして、ありがとうございました。

来年度になりますと、平成32年度の計画策定に向けて、委員の皆様の御協力をお願いすることになってまいります。委員の皆様方へは、1年間の感謝とともに、今後もより一層御支援をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。